



(2) 【委託者の状況】 (1)

① 【会社の場合】

- イ 【会社の概況】
- ロ 【事業の内容及び営業の状況】
- ハ 【経理の状況】
- ニ 【その他】 (12)

② 【会社以外の団体の場合】

- イ 【団体の沿革】
- ロ 【団体の目的及び事業の内容】
- ハ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
- ニ 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

③ 【個人の場合】

- イ 【生年月日】
- ロ 【職歴】
- ハ 【破産手続開始の決定の有無】

(3) 【その他関係法人の概況】

- ① 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- ② 【関係業務の概要】
- ③ 【資本関係】
- ④ 【役員の兼職関係】
- ⑤ 【その他】 (13)

5 【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

f 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下fにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第九号様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(5) 信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第六号様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(6) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。

(7) 中間損益計算書

当該計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日をいう。）までの期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。

(8) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額、受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(9) 経理の状況

受託者の最近事業年度に係る経理の状況について、第六号様式の「記載上の注意」(35-2)に準じて記載すること。

(10) その他

a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(1) 委託者の状況

委託者が会社である場合、(8)から(10)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

(2) その他

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。